

監査公表第 775 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 24 日

京都市監査委員

1 令和元年度包括外部監査（令和2年3月31日監査公表第769号）

（一般廃棄物の収集・運搬－1）

指 摘 事 項
第3 監査の結果及び意見 2 一般廃棄物の収集・運搬 2.7 委託の状況 2.7.5 燃やすごみ・資源ごみ定期収集運搬業務の委託費 【指摘事項】全体最適となる配車を意識した委託発注 家庭ごみ定期収集業務委託で、複数の委託契約の間で曜日別配車の相互調整を行えば、受託業者に用意させる車両が1台少なく済む事例があった。それによって入札額が低くなる可能性もあるため、全体最適となる配車を意識して、委託を発注すべきである。

講 じ た 措 置
令和3年4月以降の契約については、曜日別の配車要請の見直しも含め、複数の委託契約の配車がよりバランスの良いものとなるよう発注する。

指 摘 事 項
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>2 一般廃棄物の収集・運搬</p> <p>2.8 その他の検討事項</p> <p>2.8.2 ふん尿・死獣収集の未収債権の管理</p> <p>【指摘事項】 多数の不納欠損の発生</p> <p>し尿・死獣収集の未収債権は1件の金額が少額であり、督促の費用対効果が見込めないが、特にし尿では無償で行政サービスを受け続けることになり、正しく費用を支払う市民と比較して公平な扱いとなっていない。毎年上位10件ずつといった形でも、支払督促や少額訴訟といったアクションを起こすべきである。</p> <p>排出者の状況に応じて、市区の関係機関とも連絡を取り、分納可能額を協議するなど様々な方法を試みられたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>令和元年度には、高額滞納者への訪問催告において、法的手続の実施を見据えた納入指導を行い、過年度分について過去最高の22.99%の徴収率となった。</p> <p>また、令和元年11月以降、高額滞納者について、ふん尿処理手数料の納付が滞った場合に課税状況等の情報を庁内で連携し入手できるよう、「個人情報の収集及び利用に関する同意書」の提出を求めることとしている。</p> <p>なお、令和2年度からは、滞納者のうち、水洗化等により登録を廃止した者については、行財政局資産活用推進室と連携し、「本市債権管理及び回収に関する基本指針」のもと、弁護士に徴収を委託しており、法的手続についても必要に応じて取り組むこととする。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 一般廃棄物の中間処理</p> <p>3.2 クリーンセンター</p> <p>3.2.1 設備の状況</p> <p>【指摘事項】 備品管理の適正化</p> <p>老朽化しているものが大半であるが、重要備品2点を含む55点（取得価額17,049千円）の備品について現物照合がされておらず、適切に管理されていなかった。規則に従い現物照合を行い適切に管理するべきである。</p> <p>また、多数の備品が広範囲に配置されていることが現物照合を困難としている要因と考えられるが、備品台帳の「配置場所名称」に追加または配置エリアを記載し、複数人がエリアごとに現物照合ができるような備品台帳の作成方法について検討されたい。</p> <p>また、現行の物品会計規則上会期年度末の一括の現物照合ではなく、日をずらしエリアごとに循環的に現物照合を行うことが可能かどうか確認したうえで、閑散期に現物照合を行うことができないか検討されることも望まれる。</p>

講 じ た 措 置
<p>適切な備品管理を行うよう令和2年3月12日付け依頼文書で各所属長に伝達し、各所属内で周知徹底し、令和2年3月から6月の間に現物照合を行うとともに、必要に応じて配置場所の詳細等の情報を備品台帳に記録した。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>3 一般廃棄物の中間処理</p> <p>3.2 クリーンセンター</p> <p>3.2.4 搬入物検査</p> <p>【指摘事項】 複数回立入検査した排出事業者への対応</p> <p>立入検査を複数回受けている事業者に対しては、立入検査の効果を確認するためにも事後に何らかの状況を確認すべきである。現状のように立入指導件数も少なく立入指導後の対応が甘いような状況では、立入調査自体の効果が低い。</p> <p>立入検査した事業者に対する牽制なども含め、立入検査した事業者からの報告の在り方など、他都市の立入指導割合や指導内容なども参考に改善されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>搬入物検査により不適正排出を確認した事業所のうち、過去に指導歴がある等の事業所については、立入指導後3箇月以内に事後確認を行うとともに、指摘事項がある場合には、さらに2箇月後に再確認を行うこと等を定めた実施要領を令和2年4月に策定し、令和2年度から同要領に基づいて取り組んでおり、立入調査の実効性の確保に努めている。</p>

指 摘 事 項
第3 監査の結果及び意見 4 一般廃棄物の最終処分 4.5 その他 4.5.1 軽油引取税の免税措置 【指摘事項】軽油引取税の免税措置もれ 免税処理を受けていた場合は、577千円の免税額となっていたと試算された。今後50年以上利用することが想定されているのであれば、京都府に確認し、免税措置をうけることができるような対応を検討するべきである。

講 じ た 措 置
直ちに京都府税事務所と調整・申請を行い、令和元年12月1日から軽油引取税の免税措置を受けることとなった。

指 摘 事 項
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>5 産業廃棄物の指導</p> <p>5.1 概要</p> <p>5.1.4 設備の状況</p> <p>【指摘事項】 不要物品の返納処理の適正化</p> <p>廃棄物指導課の備品台帳に登録されている物品で、不要物品の返納処理が遅延した結果、現在使用されていないものが散見された。京都市の物品会計規則第21条においては、不要物品の返納手続きを定めており、同第22条により市長に結果を通知する必要がある。</p> <p>備品台帳と物品の照合においては、不要物品の判断も含めて適切に行うことを周知し、返納手続きが漏れないようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>備品台帳に登録されている物品について、使用されていないものを精査して返納手続きを行った。加えて、今後、手続きが遅れが生じないように令和元年11月に所属長から所属職員に速やかな返納手続きの必要性について周知するとともに令和2年9月のコンプライアンス推進月間において、再度、所属職員に周知した。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>5 産業廃棄物の指導</p> <p>5.2 産業廃棄物処理指導計画</p> <p>5.2.2 監査の結果</p> <p>【指摘事項】 捕捉率の把握と調査精度の検証</p> <p>環境省の「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」に基づいて実施した平成25年度の産業廃棄物実態調査において、標本抽出が指針の例示方法に拠らない上、捕捉率が集計されていなかった。同指針は「標本数は、調査精度の観点から捕捉率を勘案し設定する。」としている。捕捉率が不明の場合、実態調査の精度を確かめることができない。</p> <p>捕捉率の把握は産業廃棄物指導処理指導計画のベースとなる調査結果の精度を検証する上で重要であり、今後標本調査を実施する際には、有効性と効率性を検討した捕捉率を設定するとともに、事後的に調査結果が所期の精度を得られているか検証するべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>令和元年度に実施した産業廃棄物実態調査において、有効性と効率性を検討し、捕捉率が75%以上となるよう措置を講じた。また、調査結果を検証したところ、それを上回る捕捉率となっており、調査の精度が担保されていることを確認した。</p>

2 平成 29 年度包括外部監査（平成 30 年 3 月 29 日監査公表第 747 号）

（固定資産税及び都市計画税－1）

指 摘 事 項
第6 固定資産税及び都市計画税
3 固定資産税及び都市計画税における監査結果
3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証
【指摘事項】
京都市に対するヒアリングにおいて、登記、建築確認申請といった庁内・庁外の各種情報を入手し、固定資産税や都市計画税の課税に利用しているとの説明を受けた。しかしながら、町家のリノベーション物件を任意に抽出し、前掲の各種情報に基づき検証したところ、家屋の固定資産税評価額の見直しを行うべきと考えられる物件について、何ら見直しがなされていない事例が散見された。ヒアリングによると、都市計画局からの建築確認データは月1回の頻度で活用されているはずであり、これは庁内外の情報の利活用が不十分であることを意味する。
また、建築から短期間で撤去されることの多いマンションギャラリーに対する固定資産税の課税状況につき、登記と建築確認申請に関する情報に基づき検証したところ、建築確認申請が行われているにもかかわらず固定資産税が課税されていない物件が存在した。さらに、事務所ビルや店舗ビル等の内部に作られたマンションギャラリーでは、建物内部の造作に償却資産に対する固定資産税の課税をすべきであるにもかかわらず、課税されていない物件も存在した。
これらの把握は、「都市計画局からの建築確認データの活用（月1回）」、「入居状況照会による新規テナント事業者の把握（毎年10月に実施）」といった、これまで京都市が実施している調査によって十分可能である。然るに、課税できていないケースが散見されるのは、情報活用の不徹底のみならず、短期間で撤去される可能性が高いために課税の姿勢が緩慢になりがちであることがその理由として考えられるが、短期で撤去される物件に対しても、他の物件と同様に課税し、課税漏れが判明した場合には遡及して課税すべきである。これらの情報の利活用を徹底し、より一層公平な課税に努められたい。

講 じ た 措 置

マンションギャラリーへの課税については、周知徹底を行い、過去の建築分も含め、既に適切な課税を行っている。

また、町家のリノベーション物件については、指摘事項の趣旨を踏まえて、平成30年度6月25日、26日に、都市計画局の建築確認データなどの利活用を徹底することで改築家屋を捕捉すること及び評価の見直しが必要な場合の評価方法について市税事務所の全職員を対象とした研修を実施した。この研修を通して、町家に限らず改築が行われた家屋の効率的な捕捉及び公平な改築評価が行えるよう取り組むとともに、今後も市税事務所を対象とする研修として取り入れることで一層の浸透を図ることとした。（令和2年度は、10月27日に新任者を対象とした研修を実施）

3 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表 693 号）

（公有財産の使用料等の減免－ 1）

指 摘 事 項
第 3 章 公有財産の使用料等の減免
第 4 監査結果
1 類型 I 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型
（3）用途が駐車場
③ 元離宮二条城駐車場（行政財産 相手方 京都市都市整備公社 所管課：文化市民局元離宮二条城事務所）
【指摘事項】 公有財産条例第 2 条第 4 項第 3 号については，本来の寄付という行為の趣旨を逸脱しないよう，条例改正又は規則改正なども含めて，同様の取扱いを防止する措置を講じることを検討されたい。

講 じ た 措 置
寄附受納を受けた不動産をその寄附者に使用させる場合の減免の取扱いについて，「公有財産の目的外使用，貸付け等マニュアル」に定め，本来の寄附という行為の趣旨を逸脱しないよう注意を促していくこととした。

指 摘 事 項
第３章 公有財産の使用料等の減免
第４ 監査結果
１ 類型Ⅰ 固定資産税の課税が典型的な用途，団体の類型
（５）個人に対するもの
③ 個人遺贈物件について（行政No. 104）
【指摘事項】 遺贈に関する規定，ガイドライン等を定め，公平性のある仕組みづくりを行うことを検討されたい。

講 じ た 措 置
遺贈については、「京都市寄附受納取扱要領」及び「公有財産事務の手引」に準じて他の寄附受納を受けた不動産と同様に取り扱い，受納後の利用又は管理に支障を及ぼさないよう慎重に受納の可否を判断することとしている。
また，寄附受納を受けた不動産をその寄附者に使用させる場合の減免の取扱いについて，「公有財産の目的外使用，貸付け等マニュアル」に定め，本来の寄附という行為の趣旨を逸脱しないよう注意を促していくこととした。

(監査事務局)